

政策 3 - 2

1. 政策名

預金者、保険契約者、投資家等の保護

2. 政策の目標

(目標)

預金者、保険契約者、投資者等の保護に資するため、適時・適切な行政処分等を行う。

(業績指標)

行政処分等の実施状況

(説明)

預金者、保険契約者、投資家等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、当庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には業務改善命令・業務停止命令の行政処分を行うとともに、行政処分に関する事務ガイドラインを整備すること等により、法令遵守を促しています。

3. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、預金者、保険契約者、投資家等の保護のためには、金融サービスに関わる事業者の厳正な法令遵守が求められています。また、法令遵守については、コーポレートガバナンスの問題もあわせて考えていく必要があります。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 14 事務年度における本政策目標に関する事務運営の状況は以下のとおりです。

法令違反等に対する行政処分

ア．預金取扱金融機関

コンプライアンスに関し取締役会の機能が適切に発揮されていないなど内部管理態勢に重大な問題があると認められた23金融機関に対し、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

イ．保険会社

取締役会や監査役会の運営について商法等に違反する行為が認められた保険会社に対して、30日間の業務停止やガバナンス強化、法令等遵守体制の抜本的な見直しを内容とする業務改善を命ずる処分を実施したほか、契約者に対し誤解を与える表示により保険募集を行うなどの法令違反行為が認められた6社に対して、保険募集管理態勢の整備、法令等遵守体制の充実・強化を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

ウ．証券会社

実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引や、取引一任勘定取引契約の締結等の法令違反行為が認められた14社に対し、1日から4週間の一部業務停止や内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

エ．貸金業者等

不正に登録を受けたり、法定利息を大幅に上回る利息を受領したりした貸金業者2社に対し、登録の取消を行いました。このほか、書面未交付等の法令違反行為が認められた貸金業者6社に対して、業務停止を命ずる処分を実施しました。

その他の行政処分

システムリスクに対する経営陣の認識が不十分であることや、システム委託先に対し十分な牽制機能が発揮されないこと等の問題点が認められた金融機関に対して、再発防止策を確実に実行することを内容とする業務改善を命ずる処分を実施しました。

さらに、上記の処分理由以外の行政処分を、4金融機関及び貸金業者1社、商品投資販売業者1社に対して実施しました。このうち、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されていないとして、行政処分を実施したものは、1件です。

なお、自己資本比率等に基づく早期是正措置及び資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置による業務改善命令も行政処分に含まれますが、これについては、

1 - 2 「金融機関の健全性確保に向けた適切な対応」に記載しています。

【資料 3 - 2 - 1 行政処分の実施状況】

	法令違反等に対する処分	その他の処分	計
銀行等	10	3	13
信用金庫	1	0	1
信用組合	0	2	2
労働金庫等	12	0	12
保険	7	0	7
証券	14	0	14
貸金業者	8	1	9
商品投資販売業者	0	1	1
計	52	7	59

行政処分に関する事務ガイドラインの整備等

事務ガイドラインは、行政の運営に当たって、見解の統一を図っておく必要のある法令の解釈や事務の進め方などについて取りまとめ、定めたものであり、行政処分の実施などについても、事務ガイドラインの整備等が法令遵守の確立のために有効です。

平成 14 事務年度においては、同年 12 月に、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合に、業務改善命令を発出する方針を明確化しました。また、15 年 2 月に、銀行の第三者割当増資に関し、「資本充実の原則」や「優越的地位の濫用」等に関する法令遵守態勢の確立について届出を求め、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、報告徴求や業務改善命令の発出を行う旨事務ガイドラインを整備しました。

また、15 年 7 月には、証券会社における同種の法令違反の発生の防止及び法令遵守態勢の確保等の観点から、行政処分等において行った法令解釈について、その内容を「証券取引法令解釈事例集」¹として公表するとともに、業界団体を通じて全ての証券会社に通知しました。

当庁は、このほかにも、状況に応じ、預金者、保険契約者、投資家等の保護のための措置を講じています。14 年 6 月には、情報システム管理体制に関し、全ての金融機関に対し、現行のシステムについてハード・ソフト両面にわたり総点検を行うとともに、リスク管理体制面について、再点検を行うよう業界団体を通じて要請しました。また、15 年 5 月には、保険募集に係る広告表示等について、全ての保険会社に対し、適正化が図られるよう業界団体を通じて要請しました。

¹ <http://www.fsa.go.jp/siryou/siryou/jireishu.html>

(2) 評価

預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理体制の強化に向けた取組みが行われました。

しかしながら、今後とも、金融機関に対し法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守にかかる全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、保険募集管理態勢の充実・強化といった取組みが行われました。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点から、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、社内規程の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門の機能強化等、業務運営の適切性の向上に向けた取組みが行われました。

しかしながら、多様な投資家の幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められているところであり、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

貸金業者等

業務停止を命ずる処分を受けた貸金業者においては、内部体制の見直し、社員研修の実施といった取組みが行われ、法令遵守向上に向けた体制が整備されました。

しかしながら、貸金業者に関する監督部局（都道府県及び各財務局）への苦情は平成14年度には67千件に達しています。また、高金利等の法令違反による捜査当局の検挙件数も増加傾向にあることから、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

以上のように、立入検査、報告の徴求等により法令違反や法令遵守態勢等の問題に対する厳正な行政処分に加え、事務ガイドラインの整備や、行政処分等において行った法令解釈の公表、業界を通じた再点検の要請などにより、法令遵守等が促されています。

5 . 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれもあるので、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

前述 4 . (2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。

7 . 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8 . 注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、行政処分の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 行政処分の実施状況

9 . 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第 1 課、銀行第 2 課、銀行第 2 課金融会社室、保険課、証券課